

柏 福 指 内 第 4 1 号
平成 2 5 年 4 月 1 9 日

柏原市内指定障害福祉サービス事業者 様
指定障害者支援施設事業者 様
指定特定相談支援事業者 様
指定障害児相談支援事業者 様

柏原市健康福祉部福祉指導監査課

障害者等の範囲に難病等対象者が追加されたことに伴う事務手続きについて（通知）

平素より本市福祉行政にご協力賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成 2 5 年 4 月より「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」が施行されたことに伴い、障害者の定義に難病等対象者（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働省大臣が定める程度であるもの）が加わりました。

この件につきましては、「障害者等の範囲に難病等を追加することに伴う留意事項について」（平成 2 5 年 3 月 8 日柏原市福祉指導監査課事務連絡）で通知させていただきましたとおり、法の趣旨に鑑み、運営規程において主たる対象とする障害の種類に「難病等対象者」を掲げる等、必要な措置を講じていただくよう依頼させていただいたところです。

それに伴う事務手続きとしまして、難病等対象者を主たる対象とする障害の種類から除く事業者におかれましては、主たる対象者を特定する理由について変更の手続きが必要となりますので、下記の方法により、変更の届出をしていただきますよう、よろしく願いいたします。（難病等対象者を主たる対象とする場合は手続き不要です。）

また、児童福祉法における障害児の定義についても同様の改正がされていますので、障害児相談支援事業者において難病等対象児童を主たる対象としない場合は、下記の方法により、変更の届出をしていただきますよう、よろしく願いいたします。

記

1. 対象事業所

難病等対象者及び難病等対象児を主たる対象としない事業者

2. 提出書類（サービス種別によって様式が異なりますのでご注意ください）
- ・変更届連絡票
 - ・変更届出書
 - ・指定障害福祉サービスの主たる対象者を特定する理由
 - ・返信用封筒（80円切手貼付）※
- ※返信用封筒については、変更届連絡票の控えを受け取りに来庁される場合は省略することができます。

【様式集リンク】

障害福祉サービス・指定障害者支援施設様式集

http://www.city.kashiwara.osaka.jp/fukushishido/shogaifukushi_yoshiki.html

指定特定相談支援・指定障害児相談支援様式集

http://www.city.kashiwara.osaka.jp/fukushishido/sodanshien_yoshiki.html

3. 提出方法 郵送又は持参
4. 提出先 〒582-8555 柏原市安堂町1番55号
柏原市役所 健康福祉部 福祉指導監査課
5. 提出期限 平成25年5月31日（金）

【問合せ先】

柏原市 健康福祉部 福祉指導監査課

T E L 072-971-5202（直通）